

大阪府訪問看護実践研修事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、身近な地域において訪問看護の実践的な研修や、医療介護の連携、及び訪問看護の情報提供等の仕組みを整備にすることにより、訪問看護師の確保・育成・定着を図るとともに、訪問看護サービスの向上を目指して、予算の定めるところにより大阪府訪問看護実践研修事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 「訪問看護」とは、介護保険法（以下「法」という。）第8条第4項に規定する訪問看護とする。

2 「訪問看護ステーション」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の指定を受けた者で、法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者（法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院・診療所を除く。）をいう。

3 「新任訪問看護職員」とは、訪問看護ステーションの業務に従事し、その期間が概ね1年以内の、府内に所在する訪問看護ステーションに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。その内、免許取得後に初めて訪問看護ステーションに就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師を新人訪問看護職員という。

(補助事業及び間接補助事業)

第3条 補助対象となる補助事業は、大阪府訪問看護ステーション協会（以下「協会」という。）及び地域の訪問看護ステーションが行う訪問看護師の確保・育成・定着事業及び身近な地域の訪問看護サービス向上にかかる次の事業で、知事の事業計画の承認を受けた事業とする。なお、地域の訪問看護ステーションが行う事業は、協会が委託して実施するものとする。

- (1) 地域の訪問看護師の確保促進及び人材育成に関すること
- (2) 地域の実情に応じた研修、医療介護連携に関すること
- (3) その他訪問看護サービスの向上に必要な事業

2 補助対象となる間接補助事業は、府内の訪問看護ステーションが新任訪問看護職員を雇用し、所定の研修プログラムに沿った研修を実施する事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 この補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会とする。

- 2 間接補助対象事業者は、府内の訪問看護ステーション（以下「間接補助事業者」という。）とする。

（補助対象経費）

第5条 この要綱による補助の対象経費は、別表1の第1欄に定める事業内容を実施するために必要な同表第2欄に定める経費とする。

- 2 この要綱による間接補助の対象経費は、別表2の第1欄に定める事業内容を実施するために必要な経費とする。

（補助金交付額の算定方法）

第6条 交付額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1の第3欄に定める基準額又は前条に規定する経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- (3) (2)により選定された額に別表1の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

- 2 間接補助金交付額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表2の第2欄に定める基準額又は前条に規定する経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- (3) (2)により選定された額に別表2の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（間接補助事業者の募集、選定及び間接補助金の交付）

第7条 補助事業者は、間接補助事業者の募集、選定及び間接補助金の交付を行う。

- 2 その募集及び選定にあたっては、訪問看護ステーションの指導体制を整備し、新たな訪問看護師の確保・育成・定着を図る本事業の目的を広く周知するとともに、本事業が効果的に実施できるよう適正な事業者の選定を行うこと。

（交付申請）

第8条 規則第4条第1項の申請は、次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

- (1) 大阪府訪問看護実践研修事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 大阪府訪問看護実践研修事業費事業計画書（第1号様式の2）
- (3) 要件確認申立書（第1号様式の3）
- (4) 暴力団等審査情報（第1号様式の4）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第4条第1項の申請は、間接補助事業者にあつては、次に掲げる書類を添えて、補助事業者提出することにより行わなければならない。

- (1) 大阪府新任訪問看護職員育成事業費補助金交付申請書（別表2第1号様式）
- (2) その他補助事業者が必要と認める書類

（経費配分の軽微な変更等）

第9条 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、「2以上の事業費目に係る配分額のいずれか20パーセント以内で配分額の流用を行うとする場合」の変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、「事業費の額の20パーセント以内の増減の場合」の変更とする。

3 規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府訪問看護実践研修事業費補助金補助事業（経費配分変更・内容変更・中止（廃止））承認申請書（第1号様式の5）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第10条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金の提供を受けてはならない。
- (4) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を

経過するまでの間、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を府に納付しなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業の完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第4号様式）により、速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する団体の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部は、府に納付しなければならない。
- (9) 補助事業の一部を他の訪問看護ステーションに委託して実施する場合は、委託先の選定及び契約手続きを適正に行わなければならない。

（間接補助事業の対象者）

第11条 新任訪問看護職員、訪問看護ステーションに就業後1年未満に退職した看護職員を雇用し、育成する府内の訪問看護ステーションとする。

（間接補助事業の対象条件）

第12条 間接補助事業の対象となる条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する訪問看護ステーションであること
- (2) 「大阪府新任訪問看護職員向け達成目標設定兼評価シート」に示された項目に沿った研修プログラムを作成した上で、個々の能力に合わせた研修を実施していること
- (3) 大阪府新人看護職員研修事業補助金及び本補助事業と同様の補助を受けていない訪問看護ステーションであること

（間接補助決定条件）

第13条 間接補助決定にかかる条件は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 新任訪問看護職員を支える体制として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること
- (2) 研修における組織の体制として、教育担当者の役割を担う者を明確にすること
- (3) 「大阪府訪問看護新任職員向け達成目標設定兼評価シート」に示された項目に沿って

研修目標を設定するとともに、その評価を行うこと

(4) 次の研修を受講すること

ア 訪問看護eーラーニング研修の全教科

イ 新任向け訪問看護師階層別研修、あるいは同等の内容の研修

ウ 病院施設実習（病院施設での経験がない方のみ受講）

エ 地域研修（診療所、居宅介護、地域包括支援センター、病院外来・退院支援部門、老人保健施設等の他施設で2か所以上研修を受講）

オ 技術研修（訪問看護師に必要な技術トレーニングは、自施設でのOJTに加え、他の事業者団体等が実施する訪問看護師向け研修を受講）

(申請の取下げ)

第14条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受領した日から起算して30日以内に限り、当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第15条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了後30日以内（同条後段の規定により提出する場合にあっては、当該会計年度の翌年度の4月30日まで）に知事に提出することにより行わなければならない。

(1) 大阪府訪問看護実践研修事業費補助金実績報告書（第2号様式）

(2) 大阪府訪問看護実践研修事業費実績報告書（第2号様式の2）

2 規則第12条の規定による報告は、間接補助事業者にあつては、次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了後30日以内（同条後段の規定により提出する場合にあっては、当該会計年度の翌年度の4月10日まで）に、補助事業者に提出することにより行わなければならない。

(1) 大阪府新任訪問看護職員育成事業費補助金実績報告書（別表2第2号様式）

(2) その他補助事業者が必要と認める書類

(補助金の交付)

第16条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

2 前項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助金請求書（第3号様式）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(検査)

第 17 条 知事又は補助事業者は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めた時は補助事業者又は間接補助事業者に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者又は間接補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は 平成 27 年 1 月 26 日から施行し、平成 26 年 12 月 24 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 1

1 事業内容	2 対象経費	3 基準額	4 補助率
協会及び地域の訪問看護ステーションが行う訪問看護師の確保・育成・定着事業及び身近な地域の訪問看護サービス向上にかかる次の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の訪問看護師の確保促進、人材育成 ・地域の実情に応じた研修、医療介護連携等 ・訪問看護サービスの向上に必要な事業 	新任の訪問看護師等に対する研修、及び専門的な訪問看護の知識・技術を指導する同行訪問、ならびに地域連携に関する事業等の実施に必要な経費 (報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、委託料)	大阪府知事が必要と認めた額	10分の10

別 表 2

1 対象経費	2 基準額	3 補助率
新任訪問看護職員を雇用し、所定の研修プログラムに沿った研修を実施する事業に必要な経費 (教育担当者(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費)	(1) 研修経費 新任訪問看護職員を雇用 440千円	2分の1